

処理水水質調査結果

○採水日：令和8年(2026年)2月5日

	単位	処理水	基準値※
		消毒槽	
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.005以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003未満	0.03以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
有機燐化合物	mg/L	0.1未満	1以下
六価クロム化合物	mg/L	0.01未満	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
シアン化合物	mg/L	0.1未満	1以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002未満	0.02以下
チウラム	mg/L	0.006未満	0.06以下
シマジン	mg/L	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02未満	0.2以下
ベンゼン	mg/L	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05未満	0.5以下
ほう素及びその化合物	mg/L	0.01未満	50以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1未満	200以下 <small>(1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)</small>
水素イオン濃度(pH)	—	7.5	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5未満	60以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.5未満	90以下 <small>(海域及び湖沼に適用)</small>
浮遊物質(SS)	mg/L	1未満	60以下
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	—	5以下
n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	—	30以下

	単位	処理水	基準値※
		消毒槽	
フェノール類含有量	mg/L	—	5以下
銅含有量	mg/L	—	3以下
亜鉛含有量	mg/L	—	2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	—	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	10以下
クロム含有量	mg/L	—	2以下
大腸菌数	CFU/mL	—	800以下
大腸菌群数	個/cm ³ ・日	—	3000以下
窒素含有量	mg/L	0.05	120以下 (海域及び湖沼の規制地域に適用)
リン含有量	mg/L	—	16以下 (海域及び湖沼の規制地域に適用)
塩化物イオン	mg/L	2.4	—
カルシウムイオン	mg/L	0.2未満	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00010	10以下

表中の「—」と表記された項目は年間調査計画上、今回は実施しておりません。

※本表の基準値について

供用中の処理水等の状況を確認するため、処分場の廃止時に適用される「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)」別表第1の基準を準用(ダイオキシン類を除く)しています。

また、ダイオキシン類は、処理水等を放流していないが、基準省令の規定に基づき、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」の別表第2の基準を準用しています。